

平成26年 1 月 8 日

お 知 ら せ

件 名	河川協力団体の募集について
-----	---------------

お知らせ内容	
<p>平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。 この制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するもので、河川管理者から河川協力団体として指定された場合は、活動に必要な許可の簡素化や情報の提供等を受けることができます。</p> <p>この度、北海道開発局では河川協力団体の募集に当たり、下記のとおり説明会を行いますのでお知らせします。</p>	
記	
1. 日 時	平成26年1月14日(火) 14:00～
2. 場 所	札幌開発建設部 分庁舎2階A会議室 (札幌市中央区北2条西19丁目)
3. 内 容	河川協力団体制度及び札幌開発建設部が管理する河川管理区間における募集内容について
※ 河川協力団体の募集は、北海道開発局が管理する河川管理区間ごとに、担当する開発建設部が行います。 札幌開発建設部以外の募集内容については、各開発建設部へお問い合わせ下さい。	
※ 河川協力団体制度の詳細は、北海道開発局のHP「河川協力団体制度について」(http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kyoryoku/index.html)に掲載しています。	

	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
問 合 せ 先	北海道開発局 河川計画課	課長補佐	空閑 建	011-709-2311 内線5294
	北海道開発局 河川計画課	河川計画専門官	松原 寛	011-709-2311 内線5296

河川協力団体を募集します

- ・北海道開発局が管理する河川管理区間において、河川協力団体を募集します。
- ・募集内容の詳細は、各開発建設部のホームページでお知らせします。

水防法及び河川法の一部改正

平成25年6月に河川法の一部が改正され、河川協力団体制度が創設されました。

「河川協力団体制度」とは？

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。

河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。申請を受けた河川管理者は、適正な審査の上、河川協力団体として指定します。

河川協力団体の主な活動

①河川管理者に協力して行う河川工事 又は河川の維持



河川敷清掃



ビオトープの整備

②河川の管理に関する情報又は資料 の収集及び提供



船による監視



シンポジウムの開催

③河川の管理に関する調査研究



外来種調査



鳥類調査

④河川の管理に関する知識の普及 及び啓発



マイ防災マップづくり



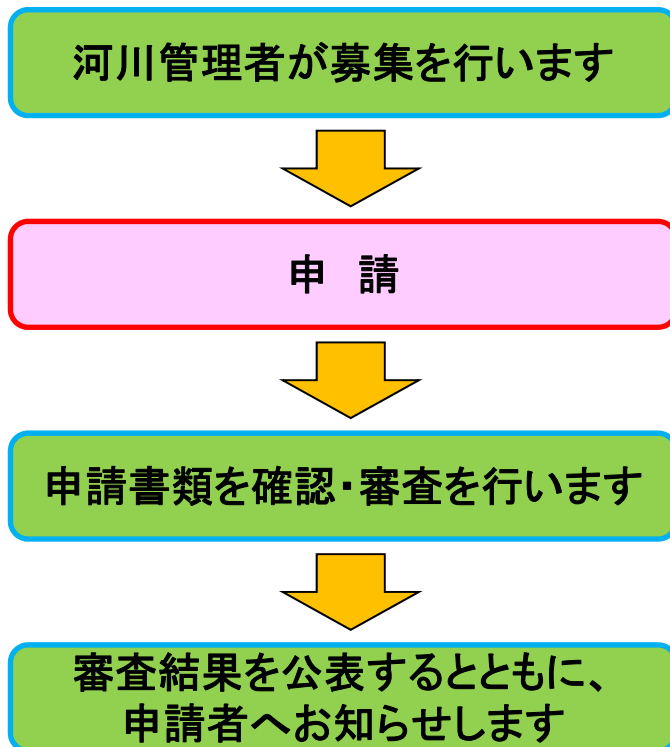
安全利用講習

⑤上記に附帯する活動

河川協力団体に指定されると？

- ◆法律上に規定されている河川協力団体として指定されることになります。
- ◆許可の簡素化
河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可*等について、河川管理者との協議をもって足りることとなります。
※・工事等の実施の承認（河川法第20条）
 - ・土地の占用の許可（河川法第24条）
 - ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
 - ・工作物の新設等の許可（河川法第26条第1項）
 - ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
 - ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る））
- ◆当該活動に関して、必要となる情報の提供等を河川管理者から受けられます。
- ◆河川管理者が必要と認める場合、河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選定を行う予定です。

河川協力団体の指定までの主な流れ



【主な審査内容】

1. 申請の資格について
2. 活動の実績について
(継続性、公共性、活動姿勢)
3. 活動の実施計画審査
(実効性、貢献度、協調性)

申請に必要な要件

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体※1（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

- ①代表者の定めがあること。
- ②事務所の所在、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適正な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

※1 法第58条8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

申請時に必要な書類と入手方法は？

河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、以下に掲げる書類を添えて、担当の開発建設部宛に提出していただくことになります。

申請書の様式は、北海道開発局ホームページからダウンロード又は各開発建設部の担当者へお問い合わせください。

北海道開発局ホームページ

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kasen/kyoryoku/index.html

申請書の表紙

→（様式第1号）にご記入ください。

ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

→規約や会員名簿等のコピーを提出してください。

イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書

→（様式－報告）にご記入ください。あわせて、活動実績がわかる資料を添付してください。

ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書

→（様式－計画）にご記入ください。

エ 法人等の監査報告書又は収支計算書

→直近おおむね5年間の監査報告書又は収支計算書のコピーを提出してください。

オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限り）

→該当する場合は証明書のコピーを提出してください。

カ 申請資格⑥、⑦、⑨、⑩の要件を満たすことを証する書類

→（様式－誓約書）にご記入ください。

キ その他、河川管理者が必要と認める書類

→詳細は募集要項をご参照ください

申請にあたっての留意事項

ア 提出された書類は、返却いたしません。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担となります。

ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

河川協力団体を募集する河川管理区間と担当する開発建設部

河川協力団体の募集は、北海道開発局が管理する河川管理区間ごと（本川及び支川）に、担当する開発建設部が行います。

募集要項や提出先等について、詳しくは各開発建設部のホームページ（準備ができ次第、順次公表）をご参照ください。

河川管理区間	開発建設部	ホームページURL	問合せ先・電話番号
石狩川下流等※1	札幌開発建設部	http://www.sp.hkd.mlit.go.jp/	河川計画課 011-611-0329
石狩川上流等※1	旭川開発建設部	http://www.as.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0166-32-4245
後志利別川	函館開発建設部	http://www.hk.hkd.mlit.go.jp/	工務課 0138-42-7604
尻別川	小樽開発建設部	http://www.ot.hkd.mlit.go.jp/	工務課 0134-23-5195
天塩川上流等※2	旭川開発建設部	http://www.as.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0166-32-4245
天塩川下流等※2	留萌開発建設部	http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0164-43-5515
鷓川	室蘭開発建設部	http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0143-25-7045
沙流川	室蘭開発建設部	http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0143-25-7045
釧路川	釧路開発建設部	http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0154-24-7250
十勝川	帯広開発建設部	http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0155-24-4105
網走川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
湧別川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
渚滑川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
常呂川	網走開発建設部	http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0152-44-6445
留萌川	留萌開発建設部	http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/	治水課 0164-43-5515

※1 石狩川の上下流の境：神居古潭付近（石狩川KP138付近）

※2 天塩川の上下流の境：天塩町と幌延町の市町村境付近（天塩川KP46.8付近）

河川協力団体制度に関する説明会を開催します

このたび創設された河川協力団体制度及び札幌開発建設部にて募集する内容について説明会を開催します。事前の申込みは不要です。会場には約40席をご用意していますが、定員を超えた場合は入場を制限させていただく場合があります。

日時：平成26年1月14日（火）14：00～

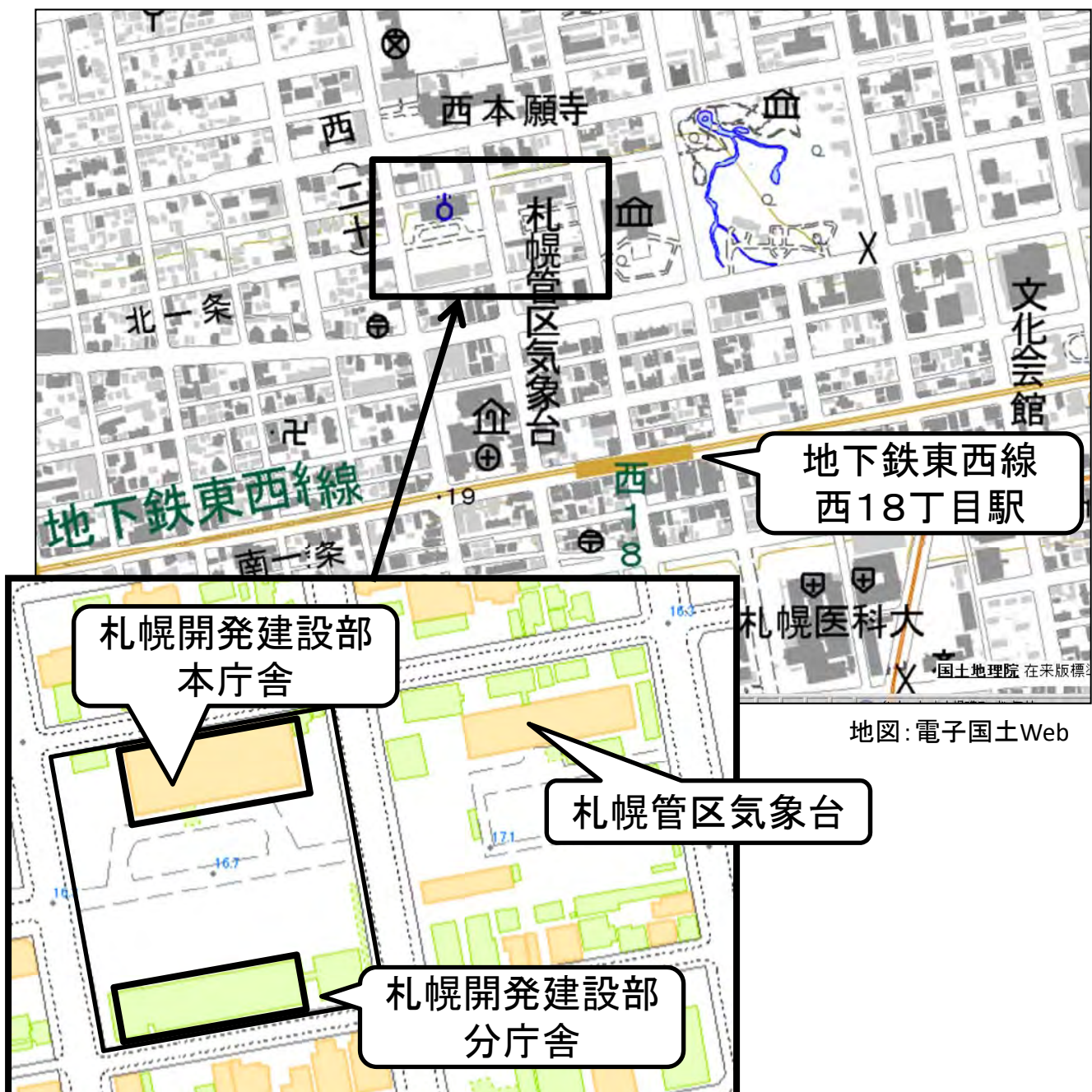
場所：札幌開発建設部 分庁舎2階A会議室

- ・札幌市中央区北2条西19丁目
- ・札幌開発建設部の敷地で、駐車場を挟んで南側の建物の2階です。

問合せ先：札幌開発建設部河川計画課 石狩川総合水管理調査官又は第4スタッフ

TEL：011-611-0329

※札幌開発建設部以外の募集内容については、各開発建設部へお問い合わせください。



地下鉄東西線「西18丁目駅」から北へ徒歩約7分。駐車場が混雑するおそれがありますので、なるべく公共交通機関を利用してお越しく下さい。